

令和8年1月5日

## 埼玉しごとセンター シニア情報ブースの配架のルールについて

埼玉しごとセンター

埼玉しごとセンターのシニア情報ブースの配架については、下記のとおり実施します。

記

### 第1 配架可能な資料

配架できる資料は、企業紹介シート、企業紹介パンフレット、採用パンフレットのみとします。  
求人情報を記載した資料（求人票等）は配架できません。

### 第2 配架できる要件

配架できる要件は、次の各項にすべて当てはまるものとします。

- (1) 60歳以上のシニア世代を積極的に雇用するものであること
- (2) 企業所在地又は求人情報における就業地が埼玉県内にあること
- (3) 公序良俗に反しないこと、また法令に違反しないこと
- (4) 記載内容に変更が生じた場合、速やかに埼玉しごとセンターに連絡し、更新を行うこと
- (5) 配架資料はA4の枠に収まるサイズで作成すること
- (6) 配架資料の補充は30部単位とし、配布可能なセットの状態で送付すること
- (7) 配架方法、配架場所については埼玉しごとセンターに一任すること
- (8) その他不適切な事項がないこと
- (9) 前各項が遵守されない場合には、配架が取下げになる場合があること

### 第3 配架の申請

配架を希望する場合は、次の埼玉しごとセンターに「様式第1号 シニア情報ブースにおける求人情報配架申込書」及び配架資料をメールで提出してください。

なお、メールでの提出が困難な場合には埼玉しごとセンターと協議することとします。

シニア情報ブース管理者

〒336-0027 さいたま市南区沼影1-10-1 ラムザタワー3階

埼玉しごとセンター

E-mail: [s-4510center1@pasona.co.jp](mailto:s-4510center1@pasona.co.jp)

電話：048(826)5601

#### 第4 配架の開始

提出された申込書及び配架資料が「第2 配架できる要件」に当てはまることが確認できた場合、配架可能となります。その際、申込みいただいたメール宛てに連絡します。

その後、管理者宛に、配架資料を30部配架可能な状態でお送りいただきます。なお、配架は先着順にて開始します。

また、配架スペースに空きがない等の理由で配架開始日が決定できない場合は、配架開始日が決定し次第お知らせします。

#### 第5 配架の方法

開架式ラックへの配架となります。

配架方法及び位置はシニア情報ブース管理者が決定します。

#### 第6 配架の期間

配架期間は、配架を開始した日からチラシがなくなるまでまたは、6月、9月、12月、3月のいずれか直近月の末日までとします。

その後、継続して配架希望の際は、メールにてご連絡ください。なお、配架資料の都合上、ご希望に沿えない場合もありますのでご理解ください。

#### 第7 適用

令和8年1月5日から適用します。